

大阪労働局発表
平成27年11月13日

報道関係者 各位

【担当】
大阪労働局職業安定部
○「第1 誤送付事案」について
雇用保険課
電 話 06-4790-6320
○「第2 誤交付事案」について
職業対策課
電 話 06-4790-6310

枚方公共職業安定所における文書の誤送付及び誤交付について

大阪労働局（局長 中沖 剛）は、枚方公共職業安定所（所長 小橋 莊次。以下「枚方所」という。）における個人情報を含む文書の誤送付及び誤交付について、下記のとおり事実を確認のうえ、必要な措置を講じることとしましたので、概要をお知らせいたします。

記

第1 誤送付事案

1 概要

枚方所において、雇用保険受給資格者Aさん（以下「Aさん」という。）の雇用保険受給資格者証（以下「資格者証」という。）を別人の雇用保険受給資格者Bさん（以下「Bさん」という。）に、Bさんの資格者証をAさんに誤送付するという事案が発生した。

※ 資格者証とは、失業等給付の受給手続きのために必要な書類であり、受給資格者の氏名、生年月日、所定給付日数、振込先の金融機関コード、口座番号、基本手当日額、支給された給付金額及び顔写真等の情報が記載されている。

2 事実経過

（1）平成27年10月21日、職業訓練を受講していたAさんとBさんが就職したため、預かっていた資格者証について職員Xはデータ入力を行った。

その後、Aさん、Bさんそれぞれに資格者証を返戻するため、職員X及びYは発送作業を行ったが、確認が不十分であったため、Aさん宛の封筒にBさんの資格者証、Bさん宛の封筒にAさんの資格者証を誤って封入し、そのまま送付してしまった。

- (2) 同月 23 日、枚方所はAさんから「Bさんの資格者証が郵送で届いた」との電話連絡を受け、確認の結果、誤送付していることが判明した。
- (3) 同月 25 日、枚方所の次長及び雇用保険給付課長はAさん宅を訪問し、経過説明及び謝罪を行い、理解を得た。
- (4) 同月 31 日、枚方所の次長及び雇用保険給付課長はBさん宅を訪問し、経過説明及び謝罪を行い、理解を得た。
なお、それぞれの資格者証はAさんとBさんの元に戻っている。

3 発生原因

郵便物封入時又は封緘時の確認が不十分であったことが原因と考えられる。

第2 誤交付事案

1 概要

枚方所において、Aさんに「職業訓練受講指示書」（以下「指示書」という。）を交付する際、誤ってBさんの指示書を交付するという事案が発生した。

なお、指示書には、Bさんの氏名が記載されている。

2 事実経過

- (1) 平成 26 年 10 月 7 日、枚方所において、職業訓練校入校に伴い指示書を交付する際に、職員ZがAさんに誤ってBさんの指示書を交付した。
- (2) 同日、職員WがBさんに指示書を交付しようとした際、Bさんから「Aさんの指示書である」との指摘があった。
- (3) 同日、職員Wから上司である職員Vに報告の上、職員ZがAさんに電話連絡し来所を依頼し、その後来所したAさんに対し職員Zが謝罪を行い、理解を得た上でAさんからBさんの指示書を回収し、改めてAさんとBさんに指示書を交付した。
なお、職員Vは、本事案は個人情報漏えいには当たらないと判断し、上司への報告を行わなかった。
- (4) 平成 27 年 10 月 25 日、同月 21 日に発生したAさんにかかる上記第 1 の誤送付事案について、枚方所の次長及び雇用保険給付課長がAさん宅を訪問し、Aさんに対して経過説明及び謝罪を行い、理解を得た際に、Aさんから、約 1 年前の職業訓練校入校手続きの際にも関係書類の誤交付があった旨の申し出があった。
- (5) 同月 26 日、職員W及びVから事情を聴取し、本事案があったことを確認したため、この時点で指示書の誤交付が判明した。
- (6) 同月 31 日、枚方所の次長及び雇用保険給付課長がBさん宅を訪問し、資格者証の誤送付及び指示書の誤交付にかかる経過説明及び謝罪を行い、理解を得た。

3 発生原因

職員Vが作成したAさんの指示書をBさんのファイルに、Bさんの指示書をAさんのファイルに保管しており、また、職員ZがAさんに指示書を交付する際に本人確認をしていなかった。

したがって、作成した指示書の保管時及び書類の交付時に本人確認の作業が不十分であったことが原因と考えられる。

第3 再発防止策

1 枚方所においては、平成27年10月23日及び27日に臨時幹部会議を開催し、所長から上記第1及び第2の事案の経過を説明し、個人情報の適切な取扱いを徹底するように指示した。

特に、文書の発送作業や指示書の作成及び保管の際のダブルチェックの実施、書類交付時の指さし確認の実施など、基本動作の徹底について改めて指示を行った。

2 大阪労働局においては、同月30日、管内の公共職業安定所長に対し、個人情報の記載された書類の保管及び取扱いの徹底について指示を行った。また、過去の個人情報の漏えい事案について、労働局への報告など適切な処理がなされているか総点検の指示を行った。